

第八條

組織するに
但し組合員十名以内の場合には分会準備会を組織せしむ
従業員總數十名に達せざる工場に在る組合員及び失業中の組
合員は執行委員会の指不に従ひ適當なる他工場に分会に參加
すべきものとす

第九條
第十條
第十一條

各工場分会は執行委員会の統制下に活動するものとす
各工場分会に總會および分会委員会を置く
工場分会の細則は各分会の總會に於て決定す
但し執行委員会の承認を得るを要す

第三章 機関

第一節 大会

第十二條
第十三條

本組合の最高決議機關として大会を置く
大会は各工場分会より派遣される代議員並に本部長（執行
委員 各種弊問部員 本部書記）によつて構成す
但し本部長は発言権のみを有す
各工場分会は左の比率に従つて代議員を派遣す
二十名以下の分会 五名

第十四條

第十五條

第十六條

第十七條

第二節 分会代表者會議

二十名以上は五名を贈す毎に一名増加
大会は毎年一回執行委員会を召集す
但し大会開催の期日は前年度大会の決定による
左の場合に臨時大会を開催する事を要す
一 執行委員会必否と認めざる場合
二 組合員三分の一以上の要求ありたる場合
大会は代議員三分の二以上出席するに非れば成立せず

第十八條

第十九條

第二十條

大会より次期大会に到るまでの最高決議機關として分会代表
者會議を置く
分会代表者會議は各工場分会の代表者並に本部長を以つて構
成す
各工場分会は左の比率に従ひ分会委員中より代表者を選任す
るものとす

- 1. 二十名以下の分会 一名
- 2. 二十名以上五十名以下の分会 二名
- 3. 五十名以上百名までの分会 三名
- 4. 百名以上の分会 五名